

平成24年6月18日

第29回PFI推進委員会における議論の概要

○平成24年PFI法改正案について（報告）

*特に議論なし。

○基本方針について（報告）

- ・前回の委員会時に報告した改正案に比べて、閣議決定された改正案については、委員長にご一任頂いた範囲内の修正との認識（渡委員長）。
- ・運営権の期限は国有財産法上の30年の制限にかからないとの理解でいいか。（D専門委員）
→実際の問題が生ずる可能性があるという点も踏まえ、今後そのような解釈が可能かどうか検討する。
- ・個別法に管理者等の規定のある公共施設等への運営権設定の可否について、個別法（例えば都市公園法は10年）によっては事業期間の制限が生じる可能性もあり整理頂きたい。（E専門委員）
→基本的に、現行法制のままで設定が可能と理解している。
- ・更新投資にかかる会計処理・税制上の措置について基本方針における書きぶりが異なる理由如何。（F専門委員）
→会計処理については、国で定める性格のものではないため、基準が明確になるような環境整備に努める旨記載した。税制上の措置については、国で定めるものではあるが、別途税制改正手続の中で決められていくものであり、当該手続において決まった事項を周知する旨記載した。
- ・運営権については、入札とは違う手続きによる事業者選定が必要になると思うが、基本方針に落とし込まれていないのはなぜか。（F専門委員）
→基本方針の中では明記していないが、今後、別途の場にて明らかにしていきたい。
- ・「3 特定事業の選定及び公表」において「真に必要なものであることが前提であること。」と追記された点は実務的にPFIを実施するか否かの判断基準となるので、ガイドラインにも入れてほしい。（H委員）
→大部分の事業において事前に事業評価を行っているため、「真に必要なものであること」という点は、厳格な事業評価を行うというところに収れんすると考える。
- ・国有財産法との関連における運営権設定期間の整理、入札とは別の手続きの記述については検討をお願いしたい。（渡委員長）

○ガイドラインの改定について

- ・改定された基準方針の内容はガイドラインで検討すべきと考えるが、すべての項目が検討課題として列挙されていない（G 専門委員）
 - 検討課題として挙げたものは例示であり、これらをガイドラインにおいてどのように記載するかについては、様々な記載があり得る。今後の検討をさらに要すると考えられるものについては、必ずしも明示的に記載してはいない。

民間提案

- ・民間提案を受理、検討、回答、公表する体制整備について検討事項を追加して頂きたい（J 委員）
- ・民間提案に関する部分は重要な論点。民間提案した人にベネフィットがあるような形で検討してほしい。（D 専門委員）
- ・具体的な評価方法、評価点を例示的に列挙するなどして頂きたい。（A 専門委員）
 - そういった方向で検討を進めたい。ただし、評価基準等については事業ごとに異なるものであり、どこまで具体的に決められるのかについては、技術的な制約もあることを御理解いただきたい。

運営権取消

- ・運営権の取り消しができるとありますが、運営権の設定は行政処分にあたるか。公共の判断により取り消すことができるということか。運営権にはメザニン、プロファイなど多数の関係者がコミットしており、取り消しについては慎重な扱いが必要。（I 専門委員）
 - 運営権の設定は行政処分であり、制度上は公共の判断により取り消すことができる。
- ・運営権の取り消しや協定の取り消しなど、いわゆる通常ではない終わり方のものに関する損失補償の支払い方法等の留意点は明確化すべき。（F 専門委員）
 - 明確化に向けた基準をガイドラインにおいて示せるよう、検討を進めていきたい。
- ・「公益上の必要による運営権取消しに伴う損失補償に係る留意事項等」の検討については、運営権の中途解約を想定しているのか。国への買取請求権等の設定がされている韓国の制度等を参考にしてほしい。（A 専門委員）

その他

- ・「真に必要なものであることが前提であること。」をどのようにガイドラインに落とし込むのか。VFM 算出における評価項目になるのではないかと懸念される。（K 専門委員）
- ・「真に必要なものであることが前提であること。」というものについては、一方で、PFI を実施することの制限になることが懸念される。（D 専門委員）
- ・「真に必要なものであることが前提であること。」は公共事業としての必要性か PFI として実施する必要性があるかの 2 段階の考え方が必要である。従来方式では便益は出ないが、PFI なら出るというグレーゾーンの事業の取り扱い。一方で PFI だからやっていいというのも安易な公共事業につながる。（L 委員）
- ・下水事業にバイオマス発電事業を付随で行う事業等は「真に必要な」公共事業としては採り上げが微妙だが、PFI では実現可能な事業だと思う。このような事業を民間のノ

ノウハウを活かし、P F I 推進の流れを止めないようにしていただきたい。(K 専門委員)

- ・本来 P F I の価値はお金だけではなくサービスの向上等金額では測れない便益も含まれる。このような価値を評価できるようにしてほしい。(D 専門委員)
- ・ガイドラインの各検討事項については、使い手の実務を踏まえ、使い勝手のいい所に入れていただきたい。(K 専門委員)
- ・個別法と運営権設定の整理についても、ガイドライン上で整理していただきたい。(E 専門委員)
- ・更新投資にかかるコスト等についての会計基準の指針についても示していただきたい。(M 委員)

○震災復興における P F I の活用について

- ・各委員におかれましては本日の資料を一度持ち帰って頂き、お気づきの点あれば、後日事務局にご連絡頂きたい。また、マニュアルについては、内閣府の方で手引きを作成の上、提示いただきたい。(渡委員長)

○平成 23 年度委託調査結果の概要について (報告)

- ・事業化しなかった事業について、対応案が記載されているが、そもそも P F I に向かなかった事業でありながら P F I 事業化の検討がされたものもあるのではないか。事業化しなかった事業については、向いていないものを差別化して整理していただきたい。(N 委員)

(以 上)